

令和元年度（第1回）あわら市スポーツ推進審議会会議録

令和元年7月12日（金）
午後7時25分～午後8時50分
あわら市役所 203会議室

（会議日程）

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項

(1) 平成30年度 社会体育事業報告について

(2) 令和元年度 社会体育事業計画について

4 議 題

第1号 あわら市スポーツ施設及びあわら市学校体育館開放の使用料の改正について

第2号 あわら市学校体育館開放の使用料にかかる減免の運用について

5 閉会

（出席委員）

1. 吉田 昭博（会長）
2. 田端 俊治（副会長）
3. 戎 利光
4. 細川 博治
5. 住田 達映
6. 北田 延子
7. 赤神 芳幸
8. 見澤 美和子
9. 佐孝 泰枝
10. 清水 知里
11. 牧井 正人
12. 武田 正彦

（委員以外の出席者）

教育部長、スポーツ課長、スポーツ課長補佐 2名 計4名

【 開 会 】

教育部長 ～開会あいさつ～

【報告事項（1）平成30年度 社会体育事業報告について（平成31年度3月末現在）】

【報告事項（2）令和元年度 社会体育事業計画について】

- 委員 NEWスポーツ・チャレンジージャーに一人で参加した際、相手を必要とする競技に参加したかったが、対戦相手の調整を事務局に行ってもらえなかった。参加者がいろんな競技を行えるよう改善してほしい。
- 委員 主管であるスポーツ推進委員会の中でもご指摘のあった件については問題点として把握しておりますので、各スポーツ推進委員にも指導し、改善に努めてまいります。
- 事務局 現在の参加状況の報告させていただきます。昨年と比較して、今年度は2倍以上の参加数となっております。今後も積極的な参加についてご協力よろしくお願いたします。

【議題第1号 あわら市スポーツ施設及びあわら市学校体育館開放の使用料の改正について】

- 委員 体育館の開放は2時間使用が原則で、1時間のみ使用するケースはないのか。資料の12ページ比較表の欄外に記載してある“1回当たり2時間使用する”との内容がわかりづらいか。
- 事務局 学校体育館の開放に関する条例による使用料については案のとおり小学校施設利用に関する条例による使用料と統一するものとし、学校体育館の開放に関する条例改正の際は1時間当たりの使用料を記載することとする。
- 委員 改正後の使用料について電気代等は含まれているのか。学校体育館の開放は夜間使用で、小中学校施設利用は日中使用するのか。
- 委員 小中学校の使用料については、電気料を含んでいるため、夜間でも日中でも使用料は変わらない。資料の10ページに照明料が記載してある施設については使用料と併せて照明料を支払ってもらうことになる。今回の改正案は学校体育の開放に関する手数料を金額の高い、小中学校施設利用に関する条例で規定している使用料に統一することについてご意見をいただきたい。
- 事務局 学校体育館の開放に関する条例の使用料については夜間に2時間使用することを前提に規定しているが、小中学校施設の利用に関する条例の使用料は利用について様々なケースがあり諸条件が異なる。こういった中で、申請窓口により、同じ条件で利用するにも関わらず使用料が異なることが問題であるため、今回の改正により統一したいというものである。
なお、統一する金額については、学校体育館の開放に関する条例の現行手数料

が他市町と比較して低いことと、小中学校施設利用に関する条例の手数料が、各体育施設の面積等を考慮した設定となっており、整合性も取れていることから後者の使用料に統一することについて、ご意見を賜りたい。

(改正案のとおり学校体育館の開放による使用料を小中学校施設利用に関する条例による使用料に統一することについて、異議なし。)

【議題第2号 あわら市学校体育館開放の使用料にかかる減免の運用について】

委員 屋外で活動しているスポーツ少年団の9月下旬以降の活動は日没が早いため、19:30から20:30まで学校体育館開放事業を利用させていただき実施している。活動場所の事情により活動時間についてスポーツ少年団の活動指針を順守することは難しい状況である。20:00以降は当該スポーツ少年団を減免対象から除くことも含めた改正案なのか。

事務局 屋外で活動しているスポーツ少年団が室内の練習場所を確保することが困難であることは理解している。しかし、教育委員会としてスポーツ少年団の活動時間を20:00以降も認めることはできない。スポーツ少年団の活動指針を順守することは教育委員会としての方針である。よって、スポーツ少年団の活動時間と認められない活動については免除を行うことはできないという趣旨である。ただし、スポーツ活動を妨げるものではなく、スポーツ少年団の活動指針を遵守していただきたいというものであることをご理解いただきたい。

委員 なぜ、活動時間が20:30ではなく、20:00なのか。

委員 日本スポーツ少年団の指針に準じている。全国的に統一されているものではなく地域によって19:00としている地域もある。

委員 開始時間を19:30より早めることは可能か。

事務局 日本スポーツ少年団の資料によりますと、18:30から20:00または19:00から20:00が多く見られる。本市においても早めることは差し支えないと思われる。

委員 体育館の使用について、学校と協議するのは利用者なのか所管課のスポーツ課なのかどちらか。

委員 スポーツ少年団から提出される活動計画書を基にスポーツ課が一括して各学校

等に申請して、各学校長に許可を得ている。ただし、臨時の使用について各スポーツ少年団が個別に各学校へ申請している。現状では空き状況により可能な時間から利用しているが、トリムパークに限って言えば、中学校の部活動が直前まで使用しているのが、当該活動終了後に使用することとなる。

事務局 学校体育館の開放による条例または小学校施設利用に関する条例のいずれを適用して利用するにしても、20：00 までの活動については減免すべきものであると考えている。

委員 夜間の使用については学校体育館の開放に関する条例に基づき利用申請を行っている。

委員 20：00 に終了するという事は、管理上の問題なのか。

委員 働き方改革などもあり、中学校の部活動の在り方も大きく変わっていくものと思われる。それに伴いスポーツ少年団の在り方についても今後検討していく必要があると考える。個人的な意見だが、スポーツ少年団が中学校の部活動を支援していくことが望ましいと思われる。そういったことを踏まえて、子供たちの健やかな心と体の成長を育むには活動時間は 20：00 を順守すべきでないか。保護者の理解や子供たちの様子も踏まえながら進めていく必要があるのではないかと、事務局の説明どおり、減免についても 20：00 までの活動に対して行うことはいたしかたないのではないかと。教育委員会としては、20：00 以降は家庭で過ごすことが望ましいと考える。

事務局 生徒、児童は 20：00 には家庭にすることが望ましい。スポーツ少年団の活動は 20：00 までとし、減免対象として検討していきたい。

委員 今は2つのことについて議論されていると思われる。ひとつは減免の在り方、もうひとつはスポーツ少年団の在り方である。在り方については今後、各スポーツ少年団で検討していただくこととし、減免について、各委員のご意見をいただきたい。

委員 実際には 20：00 以降も練習したいという少年団もあると思われるので、その場合は減免の対象とならないことも致し方ないかと考える。

委員 減免については、20：00 までの活動とすることで意見をまとめさせていただくが、活動時間については、引き続き検討していくこととしたい。

- 委員 スポーツ少年団以外にもスポーツ活動を行っているクラブチーム等があるが、その団体は減免の対象とならないとうことでよいか。
- 事務局 他の施設の利用にも関わるが、児童がいた場合、半額に減免するというと運用を行っている。ただし、20：00以降の活動については児童が半額となる減免は適用しないことと考えているが、体育施設だけでなく公民館施設の利用にも関わっていくため、それらの整合性をとった上で、減免の運用について検討していくものとする。児童、生徒の利用については原則、半額を減免することを考えている。
- 委員 公民館施設を利用した場合など、具体的な事例を用いて説明をお願いしたい。
- 事務局 公民館を利用している団体として空手団体がある。大会等は全額減免としたいが、全額減免の運用が幅広く解釈しているところがあり、大会でも練習でもすべて全額減免としてしまうことで際限なく施設予約を行い、他の団体の利用に支障をきたすなどの弊害も生じる可能性がある。これらを防止したいという思いもある。
- 委員 スポーツ協会に属している団体が大会のみ減免対象となり、練習は減免とならないのか。
- 事務局 スポーツ協会の減免基準として目的に沿った活動の定義についても整理していきたいと考えている。今後、減免の運用にかかる基準表の見直しも行い、皆様にお示ししていきたい。
- 委員 当審議委員会の議題はだれが決定するのか。
- 事務局 教育委員会で審議内容を決定する。
- 委員 審議会の学校関係者は小学校のみである。中学校からも委員選出すべき。また、スポーツ少年団関係者や各種教室やクラブチーム関係者からも委員を選出して、議論をすべきと考えるので、委員の見直しも検討してほしい。今後もスポーツ少年団の在り方についても積極的に審議していく必要がある。
- 委員 次回の委員選定については、校長会等でも協議していただきたい。
- 事務局 審議内容によって、様々な分野から意見を求められるよう努めていく。

委員 クラブチームとスポーツ少年団との関係も複雑な部分があるが、施設の利用についてもスポーツ課でご配慮いただき、全ての子供たちがスポーツを行える環境を確保していただきたい。

【閉　　会】

田端副会長 これで会議を閉会します。

午後 8 時 50 分閉会